国民健康保険傷病手当金の支給対象となる方（フローチャート）

新型コロナウイルス感染症に感染した期間に長崎市国民健康保険に加入している（いた）。

→ いいえ：**対象外**
※加入している（いた）健康保険にお問い合わせください。

↓ はい

国保加入期間中、被用者（給与等の支払を受ける者）だった期間がある。

→ いいえ：**対象外**
※傷病手当金は、被用者が対象となります。個人事業主・フリーランスの方は対象外です。

↓ はい

その期間中、新型コロナウイルス感染症に感染若しくは発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して３日間（待期期間）を超えて、療養のために仕事を休まざるを得なかった期間がある。

→ いいえ：**対象外**
※連続した３日間（待期期間）の後の４日目以降が支給の対象となります。

↓ はい

待期期間後、仕事をお休みしていた期間に、給与等の支払を受けていない。

→ いいえ：**原則対象外**
※有給休暇の取得等により、期間中の給与等の支払を受けている場合、支給対象外となります。
　ただし、給与等の日額が傷病手当金の支給額より少ない場合、差額が支給されます。

↓ はい

傷病手当金の支給対象の可能性があります。
事前に、国民健康保険課へ御連絡ください。
（095-829-1136）

← ただし書き該当の場合